

「設計図書の照査ガイドライン」

平成16年7月

(平成22年11月改正)

愛知県建設部

設計図書の照査ガイドライン概要

設計図書の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に誤謬又は脱漏等間違いがある。 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と一致していない。 設計図書で想定していなかった条件が発生したりする。
「設計図書の照査の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県公共工事請負契約約款 第19条(条件変更等) 土木工事標準仕様書 第1編総則編第1章第1節 1-1-3 設計図書の照査等
工事請負者の声 (苦情)	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の条件明示が不足し、設計図書が、わかりにくい。 設計照査結果の契約上の位置づけが曖昧で、照査結果が設計変更に反映されない。 発注者と請負者の責任が具体的に明示されなかったため、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされている。
対 策	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更事務取扱要領の改正及びホームページへの公表 照査要領(案)の改正
具体的内容	
「設計図書の照査」	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約約款及び土木工事標準仕様書における「設計図書の照査」の規定について 工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容 設計図書の訂正又は変更に要する期間の通知
「設計図書の照査要領」	<ul style="list-style-type: none"> 照査項目及び内容を「設計図書の照査要領」とし、これまで下記工種に分かれていたものを統合し、作成した。 ①樋門・樋管工事、②築堤護岸工事、③道路改良(舗装)工事、④橋梁下部工工事、⑤橋梁上部工工事、⑥下水道工事 記入要領を作成し、記載方法の参考とした。

1 条件変更

請負契約の基本は、契約において取り交わされた契約図書（設計図書及び契約書）に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書に誤謬又は脱漏等間違いがあったり、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こる。

このような場合には、契約約款第 19 条(条件変更等)第 1 項から第 3 項の規定及び**土木工事標準仕様書第 1 編総則編 1 - 1 - 3 設計図書の照査等**に基づき請負者と発注者の間で条件変更の事実の確認の手続きが行われる。

愛知県公共工事請負契約約款第 19 条（条件変更等）第 1 項から第 3 項

乙は工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬または脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙が立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめて、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

第 1 項には、請負者は、第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実を発見したときは、発注者に通知し、確認を請求することが規定されている。

第 1 号から第 3 号は、数量関係に限定されるわけではないが、整理のため、対象は数量関係に限定する。また、該当する号が重複する場合には、若番号が該当する。

第 4 号は、設計に関する事項及び施工に関する事項の条件明示の脱漏も該当する。明示されるべき実際の現場の施工条件が明示されておらず、実際の現場の条件と一致しないという考えである。

設計に関する事項としては、交通誘導員の配置に関する条件明示の不足、あるいは仮設

構造物の条件明示（水位、土質等）の不足等が該当する。

施工に関する事項としては、借地が必要な工事用道路の用地に関する条件、あるいは占有者との工程調整に関する条件等関係者及び関係機関等との調整結果に関する条件明示の、不足等が該当する。

上記の条件明示が抜け落ちていたり、わかりにくい場合は、条件変更の事実の確認請求の手続きを行う。

また、設計数量は、現地測量の結果定まる数量と、施工してみないと定まらない数量に分けられる。施工してみないと定まらない数量としては、推定岩盤線に関わる土工数量、各点横断だけでは定まらない法面工の面積等が上げられる。施工してみないと定まらない数量は、施工前に条件変更の確認が必要になる。

条件変更の確認は、工事施工前に明らかにしておかないと工程に影響する場合は、多々あるので、設計図書でわからない事は、すべて条件変更の確認請求を行うことが必要である。

発注者は、請負者から条件変更確認請求が行われた場合は、契約約款 19 条第 2 項及び第 3 項により、請負者立会の元、現地調査を行い、調査後 2 週間以内に調査結果を通知しなければならない。

ただし、発注者は、全ての確認請求事項に対する結論が確定してから、結果通知を行うのではなく、工程管理上重大な要因を含む場合は、他の確認請求事項に先駆け速やかにその確認を行い、通知するものとする。

なお、発注者自らが発見した事項は、条件変更の手続きを経ずに、設計図書の変更において処理するものとする。

土木工事標準仕様書第 1 編総則編 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を経由して発注者にその事実を確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員からさらに詳細な説明又は図面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 請負者は前項の設計図書の照査を、愛知県建設部「設計図書の照査ガイドライン」の「設計図書の照査」の基本的な考えに基づき行うものとする。

条件変更の確認請求の方法は、土木工事標準仕様書第 1 編総則編 1 - 1 - 3 設計図書の照査等により規定されている。

具体的には、条件変更確認請求通知書（様式 33 号）により、確認する。確認は、契約約款第 19 条第 1 項の 1 号から 5 号の該当する各号と確認内容を明記し、必要に応じて現場地形図（実測横断図）、設計図との対比図（当初設計図への現地盤線等の作図）、取り合い図（当初設計図への既設構造物の追記）、施工図等（施工ヤード等実施工程上問題となる施工

資料)を添付し、行う。なお、内容は別紙として添付してもかまわない。

また、監督員が求めるさらに詳細な説明又は図面の追加の要求は、現地の事実がわからない場合に限って行うものとする。

発注者は、現地調査後、条件変更確認通知書(様式34)により、調査結果を通知する。

2 設計変更

条件変更の事実が確認された場合、発注者が、設計図書の訂正又は変更を行うことが、同条第4項に規定されている。

また、契約約款第20条により、発注者は、必要があると認められる場合に、設計図書の変更を行うことができる。

愛知県公共工事請負契約約款第19条(条件変更等)第4項

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- | | |
|--|-----------------|
| 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し
設計図書を訂正する必要があるもの | 甲が行う。 |
| 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴うもの | 甲が行う。 |
| 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴わないもの | 甲乙協議して
甲が行う。 |

愛知県公共工事請負契約約款第20条

甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

規定されているように、設計図書の訂正及び変更は、発注者が行う。

よって、「設計図書の照査」の結果、次の業務が必要となった場合は、請負者負担の対象外とする。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は、「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作

成が必要となるもの。

- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑩ 「手引き」「各種示方書」との対比設計。
 - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

また、土木工事標準仕様書 1-1-16 設計図書の変更で、設計図書の変更手続きは、「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」によることを明示した。

3 契約変更

さらに、必要があると認められるときには、工期若しくは請負代金額の変更を行うことが、第 19 条第 5 項及び第 20 条に規定されている。

愛知県公共工事請負契約約款第 19 条 (条件変更等) 第 5 項

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

愛知県公共工事請負契約約款第 20 条

甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4 照査要領 (案)

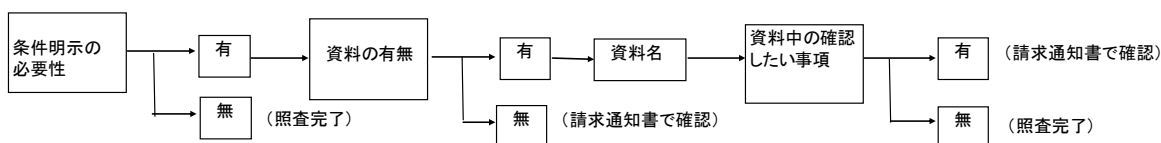
請負者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領 (案) を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示 (Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物)、資料貸与及び設計図書の 3 項目に分類した。

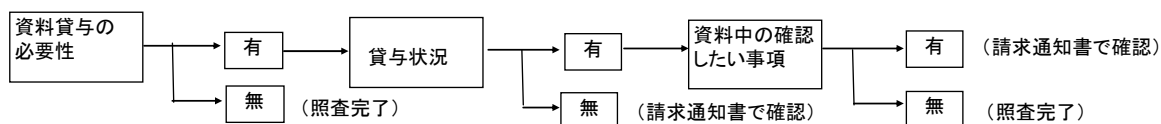
チェック内容は、大項目毎 (条件明示、資料貸与及び設計図書) に異なる。

それぞれのフロー図は、以下のとおりである。

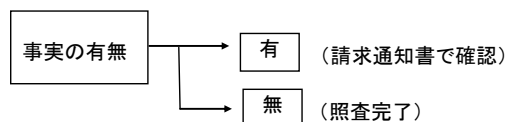
(1) 条件明示



(2) 資料貸与



(3) 設計図書



条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、条件変更確認請求通知書で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出て出来上がったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、条件変更確認請求通知書で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に条件変更確認請求通知書で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領(案)の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として条件変更確認請求通知書に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領(案)による照査の対象としない。